

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル

(2022. 6. 22 改訂)

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する個別マニュアルとして定めるものです。このマニュアルは暫定的なものであり、感染症の流行状況や行政の方針に伴い随時改訂をします。日常皆さんに行っていただくこととして、毎朝、帰宅後の検温、体調観察を欠かさずお願い致します。

【学内の場合】

I. 感染を疑わせる症状が出た場合

ご自身が発熱、あるいは感染を思わせる症状が生じた際にはこのマニュアルを目安として行動してください。

1. 発症初日

発熱、咳、全身倦怠感、鼻汁・咽頭痛・咽頭不快・頭痛・嗅覚障害、味覚障害・関節痛いずれかの症状がある又はいつもと比較して体調が悪いなど、あるいは、検温し体温が 37.0℃以上ある時（無症状でも）

《対応》

1) 登校、出勤はしない。

2) 学生は、直ちに学校に連絡する。

①看護学科

・開校時間は、学校の代表電話へ連絡する。

・夜間休日は、緊急用携帯電話へ連絡する。

②検査学科

・開校時間は、学校の代表電話へ連絡する。

・夜間休日は、office365 を使用して連絡する。

3) 教員は学科長へ、事務職員は事務長へ連絡する。

4) 以下の①～④（様式1）についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。

① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等

② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）

③ 発症 2 日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）

④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

- 5) 発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない時は、自宅で安静待機。不要・不急の外出は控える。
- 6) 教員の指示を受け、必要時近隣医療機関に電話連絡をした上で受診可能であるか確認する。(インフルエンザ等、他疾患の可能性もあるため。)
- 7) 発熱を含め風邪症状等があるときは、PCR 検査を実施する。
- 8) 以降、毎日 2 回 (朝・夕) に検温を行い、体温や症状等を記録する。

2. 発症翌日及び翌々日

2-1. 発熱やその他症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時
《対応》

- 1) 体調が改善した翌々日から、出勤・登校は可能。ただし、通勤・就業中もマスク着用し、手洗い・咳エチケットを励行する。
- 2) インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤・登校を可とする。

2-2. 症状が続いている、あるいは悪化している時
《対応》

- 1) 発症初日と同様に、経過報告をする。
- 2) 症状が続いている時、初回に受診した病院に電話で相談する。

3. 発症後 4 日以降

3-1. 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時
《対応》

- 1) 体調が改善した翌々日から、出勤・登校は可能。ただし、通勤・就業中もマスク着用し、手洗い・咳エチケットを励行する。
- 2) インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤・登校を可とする。

3-2. 発熱、咳、全身倦怠感などの症状が 4 日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならない時を含む) 時

《対応》

- 1) 受診した病院に相談する。
- 2) 学生は学校へ、教員は学科長へ、事務職員は事務次長へ、電話にて報告する。電話での連絡が難しい場合は、メール連絡でも可。
- 3) 上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をし、他者への感染を避けるための努力を欠かさないこと。

II. 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

《対応》

1. 自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、治癒するまでは登校停止・就業禁止とする。また診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に登校・出勤はしない。
2. 至急、学生は、開校時間は学校へ夜間休日は学校の緊急連絡用電話へ連絡する。教員は学科長へ、事務職員は事務長へ連絡する。連絡後、可能であればメールにて様式1. 様式2を報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
3. 登校および出勤に可能日について
 - 1) 症状がある場合
発症日（症状が出現した日）を0日目として、**10日以上かつ症状軽快後72時間経過後**または症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い、陰性だった場合
 - 2) 症状がない場合
検体採取日を0日目として、7日経過後または検体採取日から6日経過後に24時間間隔を空けて、2回のPCR等の検査結果でともに陰性が確認された場合
 - 3) 陽性判明時は無症状であったが、療養中に症状が出た場合
陽性判明時は無症状であった人も、療養中に症状が出現した場合は、発症日から10日間は感染性があるとされているため、「症状がある場合」の対応となる。

III. 感染症の濃厚接触者として特定されたと診断された場合

《対応》

1. 自身が感染者の濃厚接触者(※1)として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日(0日とする)から起算して7日は、登校・出勤はしない。
2. 学生は、開校時間は学校へ夜間休日は学校の緊急連絡用電話へ連絡する。教員は学科長へ、事務職員は事務長へ連絡する。連絡後、可能であればメールにて様式2を報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
3. この経過で症状がある場合には、上記の「I. 感染を疑わせる症状が出た場合」に沿って、対応する。不要不急の外出はしない。
4. 陽性者と最終接触があった日を0日として翌日から4日及び5日目に検査を行い、陰性であれば5日目から待機を解除することができる。
5. 「濃厚接触者」の定義
陽性者の感染可能期間(発症日又は無症状の陽性者の検体採取日の2日前から、診断後に隔離等をされるまでの期間)内に陽性者と接触した者の内、飲食時の会話の図次の範囲に該当する者。
 - 1) 陽性者(確定)と同居又は長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
 - 2) 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
 - 3) 患者の気道分泌液又は体液等の汚染物に直接接触した可能性のある者

- 4) 手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防なしで患者と15分以上の接触があった者

IV. 【実習中の場合】

実習に際しては、フロアオリエンテーション時に必ず2週間分の健康観察票を提出し、指導教員に確認してもらってください。

教員が引率している場合

実習施設にて、発熱、咳、全身倦怠感、鼻汁・咽頭痛・咽頭不快・頭痛・嗅覚障害、味覚障害・関節痛いずれかの症状がある又はいつもと比較して体調が悪いなど、あるいは、検温し体温が37.0℃以上ある時（無症状でも）

《対応》

1. 学生は、担当教員に症状出現時報告をする。担当教員は、学校・実習指導者・病棟責任者・看護部長に報告をする。（事故報告ルートに準ずる）
 2. 教員は、学生の検温を行い、学生から現症状を聴取する。
 3. 学生は速やかに帰宅し、帰宅後学校に以下の①～④（様式1）についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等
- ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ③ 発症2日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）
- ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等
4. 以後は上記Ⅰ．Ⅱに準ずる。

教員が引率していない場合

発熱、咳、全身倦怠感、鼻汁・咽頭痛・咽頭不快・頭痛・嗅覚障害、味覚障害・関節痛いずれかの症状がある又はいつもと比較して体調が悪いなど、あるいは、検温し体温が37.0℃以上ある時（無症状でも）

《対応》

1. 学生は症状出現時、担当指導者に報告を行い、その後学校に報告をする。
 2. 学生から連絡を受けた教員は、学生から現症状を聴取する。
 3. 学生は速やかに帰宅し、帰宅後学校に以下の①～④（様式1）についてメールにて報告すること。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- ① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等
- ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有

無を含む)

③ 発症 2 日前までの行動に関する情報（会食・繁華街・カラオケ等への出席状況）

④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

3. 以後は上記Ⅰ. Ⅱに準ずる。

V. その他

学校は、上記事案が発生した場合は、感染対策委員会を招集し対応を協議する。